

みやぎ食品ロス削減協力店登録事業実施要領

（目的）

第1 この要領は、宮城県循環型社会形成推進計画に基づき、食品廃棄物等の減量化を推進するため、宮城県（以下「県」という。）が、食品ロス削減活動を実施する飲食店、宿泊施設及び食品小売店を「みやぎ食品ロス削減協力店（以下「協力店」という。）」として登録することなどに関し、必要な事項を定めるものである。

（対象事業者）

第2 協力店登録の対象事業者は、宮城県内で、飲食店、宿泊施設及び食品小売店（以下「店舗」という。）を運営する事業者とする。

（登録）

第3 県は、別表に掲げる業種に応じた取組項目のうち1項目以上取り組んでいる、又は1項目以上取り組もうとする店舗を協力店として登録する。

2 協力店の登録を受けようとする事業者は、みやぎ電子申請サービスから申込するものとする。

（協力店の役割）

第4 協力店は、次の各号に掲げる取組を行うこととする。

- （1）第3第2項による登録時に選択した第3第1項別表の取組項目を積極的に実施し、食品ロスの削減に努める。
- （2）県から提供された啓発資材等を活用し、顧客に対する食品ロス削減の啓発に努める。

（県による支援）

第5 県は、協力店に対して次の支援を行うものとする。

- （1）県ホームページに協力店の情報を掲載する。
- （2）協力店に啓発資材等を提供する。
- （3）その他、食品ロス削減活動に必要な支援を行う。

（登録内容の変更等）

第6 協力店の登録を受けた事業者は、登録内容に変更が生じた場合又は登録の取消しを希望する場合は、みやぎ電子申請サービスから速やかに報告することとする。

（登録の取消）

第7 県は、第3第1項に規定する要件を欠いた場合等、協力店として適当ではないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、みやぎ食品ロス削減協力店登録事業の実施に関し必要な事項は、県環境生活部循環型社会推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月3日から施行する。

この要領は、令和3年8月11日から施行する。

この要領は、令和7年7月28日から施行する。

別表（第3関係）

業種	取組項目
飲食店、宿泊施設	ハーフサイズ、小盛りメニューの設定
	来店者の年齢等に応じたメニューの設定
	持ち帰りを希望する来店者への対応
	料理を食べきった際の特典の提供
	調理時に食材を使い切る工夫
	来店者に対する食品ロスに関する啓発や情報発信
	その他（独自の取組の実施）
食品小売店	値引き販売の実施
	量り売りや小分け売りの実施
	フードドライブの実施
	商習慣の見直しなどによる食品ロス発生の防止
	来店者に対する食品ロスに関する啓発や情報発信
	その他（独自の取組の実施）